

「令和4年度 観光振興の土台づくりに向けた地域支援・連携促進事業」

業務委託 公募型プロポーザル 募集要項

1 目的

「令和4年度 観光振興の土台づくりに向けた地域支援・連携促進事業」受託事業者の選定について、効率的で効果の高い事業が実施できるようプロポーザル方式により企画提案の公募を行う。

2 業務概要

(1) 名称

令和4年度 観光振興の土台づくりに向けた地域支援・連携促進事業

(2) 委託事業の内容

「奈良県観光総合戦略」の施策の柱である「観光振興の土台づくり」の中の施策体系「事業者、自治体等各々の観光振興実施主体の積極的な参画の実現」を目指し、観光分野における県と市町村、観光協会、観光地域づくり法人（DMO）等との連携の強化・協働を推進し、観光産業人材の育成強化を図るため、人材育成プログラム、研修会及びシンポジウムを実施する。

ア 地域の核となる人材の育成プログラムの企画及び実施

イ 地域の課題解決に向けた技術的・専門的な研修会の企画及び開催

ウ 奈良県の観光課題解決に資するシンポジウムの企画及び開催

エ その他

※詳細は別紙「観光振興の土台づくりに向けた地域支援・連携促進事業」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載。

(3) 業務委託の期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

(4) 委託上限金額

12,000千円（消費税及び地方消費税の額(10%)及び割引経費を含む。）を限度とする。

(5) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

奈良県が企画提案を公募し、その内容を審査した結果、最優秀提案者を随意契約相手方の候補者とする。（公募型プロポーザル方式）

3 参加資格等

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。（グループで応募する場合は構成員すべてが該当すること。ただし（14）については構成員の代表者が該当すること。）

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(3) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。

(4) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

(6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。

(7) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他

の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

- (8) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、構成員は他のグループの構成員になること、又は単独で応募することはできない。
- (13) 複数の法人等でグループを構成する場合は次の事項に留意すること。
 - ①代表団体を選出し、県との折衝については代表団体が行うこと。
 - ②応募については、1応募団体につき1提案に限る。
- (14) 公告日から過去5年以内に国又は地方公共団体(国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。)と観光に関する人材育成業務、調査分析。またはコンサルティング業務を受注し、誠実に履行した実績を有している者であること。なお、複数の法人等でグループを構成して応募する場合は構成員代表者が(14)の要件を満たすこと。

4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出すること。

5 公募型プロポーザル募集要項等の交付場所、交付期間等

(1) 交付期間

令和4年4月13日(水)から5月10日(水)まで

各日とも午前9時から午後4時30分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(2) 交付場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎4階

奈良県 観光局 ならの観光力向上課 観光戦略・宿泊力向上係

※募集要項等は、「奈良県観光局ならの観光力向上課ホームページ」で公開する。

(ホームページ URL <https://www.pref.nara.jp/3534.htm>)

※郵送による配布は行わない。

※本件に係る説明会は実施しない。

(3) 交付資料

- ・募集要項
- ・業務委託仕様書
- ・提出様式(様式1～様式11、様式12～14(グループで応募する場合))及び質問票(様式15)

【グループで応募する場合】

- ・グループには適切な名称を付け、その名称で応募すること。ただし、参加申込書(様式1)の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ・事業者概要書(様式2)については、構成員それぞれについて提出すること。

- ・グループ構成員届出書（様式１２）、グループ協定書（様式１３）、グループ委任状（様式１４）を提出すること。

6 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	① 参加申込書【様式１】 ② 事業者概要書【様式２】 ③ 同種業務の実施実績【様式３】 ※業務の実績については、公告の日から過去５年以内に、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）から観光に係る「人材育成業務」「シンポジウム開催業務」「コンサルタント業務」又は「調査・研究業務」の契約実績を具体的に記載すること。 ※実績を証明できる書類（契約書等）の写しを添付すること。 ※業務案内（リーフレット等）を添付すること。
提出部数	１部
提出期限	令和４年４月２８日（木）午後４時３０分（必着）
提出方法	持参又は郵送による。 持参の場合の受付は各日とも午前９時から午後４時３０分までとする。（土曜日、日曜日、祝日を除く。） 郵送の場合は必ず電話にて送付した旨を連絡すること。
提出場所	奈良県 観光局 ならの観光力向上課 観光戦略・宿泊力向上係 住 所：〒630-8501 奈良市登大路町３０番地 電 話：0742-27-8435 F A X：0742-27-1065
その他	提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。 書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。

7 質疑及び回答

質問方法	質問がある場合は、【様式１５】によりFAXで下記担当課へ送付すること。 ※口頭又は電話での問合せは受け付けない。 ※質問事項は、様式１枚につき１問とし、簡潔に記載すること。
提出先	奈良県 観光局 ならの観光力向上課 観光戦略・宿泊力向上係 E-mail: F A X：0742-27-1065
質問票提出期限	令和４年４月２２日（金）午後４時３０分（必着）
質問への回答	質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、「奈良県観光局ならの観光力向上課ホームページ」上にて公開する。 （ホームページURL https://www.pref.nara.jp/3534.htm ） この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。 なお、質問に対しては個別には回答しないものとする。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を、A4片面（必要に応じA3折り込みも可）で提出すること。全20枚を限度とすること。（グループで応募する場合は様式12～14を除く限度とする。）

なお、様式3の実績を証明できる書類は限度枚数に含めない。

- ・【様式4】企画提案書
- ・【様式5】配置要員経歴（総括責任者用）
- ・【様式6】配置要員経歴（担当者用）
- ・【様式7】業務のスケジュール及び個人情報保護等情報管理体制
- ・【様式8】各事業に関する提案
- ・【様式9】「地域の核となる観光人材育成プログラム」のカリキュラム提案
- ・【様式10】奈良県の観光が抱える課題とその解決案に対する考察
- ・【様式11】見積書

内訳がわかるようにし、金額は消費税込みの金額を記入すること。

（グループで応募する場合）

- ・【様式12】グループ構成員届出書
- ・【様式13】グループ協定書
- ・【様式14】グループ委任状

(2) 提出部数

正本1部、副本6部

(3) 提出期限

令和4年5月10日（火）午後4時30分（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合の受付は各日とも午前9時から午後4時30分までとする。（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

郵送の場合は必ず電話にて送付した旨を連絡すること。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着すること。期限までに提出しなかったときは失格とする。郵便事故等により提出書類が期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(5) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎4階
奈良県 観光局 ならの観光力向上課 観光戦略・宿泊力向上係
電 話：0742-27-8435 F A X：0742-27-1065

(6) 書類作成上の留意点

【様式8関係】

- ・奈良県観光総合戦略の内容を理解した上で、「地域の核となる観光人材育成プログラム」「地域の課題解決に向けた技術的・専門的な研修会」「奈良県の観光課題解決に資するシンポジウム」それぞれのねらい・位置づけを明確に示すこと。
- ・プログラムの各講座、研修会、シンポジウムそれぞれについて、対象者、ねらい、内容及び講師、実施手法等を具体的に示し、本業務の進め方について具体的に提案すること。
- ・事業の効果測定に係る基本的な考え方と実施方法、評価分析結果の可視化及び活用方法について提案すること。
- ・オンデマンド方式による実施について、効果的かつ具体的な方法を提案すること。

【様式9関係】

- ・様式8の内容を踏まえ、「地域の核となる観光人材育成プログラム」について、より詳細に本事業

の目的（「奈良県観光総合戦略」の施策の柱である「観光振興の土台づくり」の中の施策体系「事業者、自治体等各々の観光振興実施主体の積極的な参画の実現」を目指し、観光分野における県と市町村、観光協会、観光地域づくり法人（DMO）等との連携の強化・協働を推進し、観光産業人材の育成強化を図る）を達成するために、プログラムにおいてどのようなカリキュラムを編成するか、テーマや講師、内容の工夫や実施方法、運営方法に関する工夫について、具体的なカリキュラム案を提示すること。

【様式10関係】

- ・奈良県の観光が抱える課題とその解決案について、奈良県観光総合戦略の内容を参考にしつつ、奈良県観光が有する特色や、他府県と比較した奈良県の強み・弱みを把握した上で、奈良県の観光が抱える課題を一例挙げ、それに対する解決案を提示すること。
- ・記載に際しては、国の観光方針やインバウンドを見据えた各国の観光動態といった一般論とともに、ウィズコロナ・アフターコロナで変容する今後の観光業界の展望も踏まえて、課題を具体的に明示し、それに対する考察も踏まえて解決案を提示すること。

【様式11関係】

- ・見積もりに当たっては、各業務の内訳が分かるようにし、金額は消費税及び地方消費税込みの金額を記入すること。消費税及び地方消費税率は10%とする。
- ・委託上限額12,000,000円を超えないこと。

（7）その他

- ・企画提案の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容を記載すること。
- ・提案は、各応募者1案とする。
- ・文字の標準サイズは、10ptとする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは8ptまでとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。
- ・書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ・参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ・提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開にしない。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。

9 企画提案書の審査

審査方法	提出された企画提案書等について、県が別途設置する審査委員会において企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を1者選定する。 ① 審査予定日：別に通知する日時（令和4年5月中旬頃を予定） ② 場所：奈良市内の会議室で、別に通知する場所 ③ 時間：1提案者あたりの説明時間は35分を予定し、内訳は次のとおりとする。 プレゼンテーション：20分 質疑応答：15分 ④ 出席者：審査会場の入室は3名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。 ⑤ その他： ・プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする（追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。） ・天災又はやむを得ない事情を除き、プレゼンテーション審査会当日の指定日時ま
------	--

	でに会場に到着できなかった場合には、失格となる。 - 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、当該プレゼンテーション審査をオンラインで開催することもあり得る。その場合は、別途企画提案者へ通知を行う。 ※その際のプレゼンテーションに係る通信費その他費用は企画提案者の負担とする。
審査内容	提出された企画提案書について、次の観点から総合評価し、事業者を選定する。なお、評点の配分は別記の評価表のとおりとし、合計点数の最も高い事業者を選定する。 全審査委員の得点の平均が60点以上で、かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が5割以上であり、審査委員の合議がある場合は、合計点数の最も高い事業者を最優秀提案者として特定する。なお、提案者が1者の場合もこれを適用する。
審査結果	決定した受託予定者の名称は、企画提案書提出者全員に対し、文書により通知する。ただし、個別の審査結果については公表しない。
失格事項	提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。 3に示した参加資格要件が備わっていないとき。 - 参加資格確認資料又は企画提案書に虚偽又は不正があったとき。 - 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。 - 一以上の評価項目についての記載がなかったとき。 - 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。 - プレゼンテーションに不参加のとき。 - その他不正な行為があったとき。

10 業務委託契約の締結について

- (1) 上記9により特定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を行うこと。特定された者が正当な理由なく遅延した場合は特定を取り消すことがある。
- (2) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。
- (3) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点となった事業者が企画提案書の審査において全審査委員の得点の平均が60点以上で、かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が5割以上であった場合に限る。
- (4) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

11 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規

定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）～（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

12 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が11（1）～（8）のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

【参考】

企画提案公募スケジュール

時 期	内 容
令和4年4月13日（水）	公告
令和4年4月22日（金）	質問受け付け〆切
令和4年4月28日（木）	参加表明書提出期限
令和4年5月10日（火）	企画提案書提出〆切
令和4年5月中旬頃	審査委員会の開催（予定）
令和4年5月下旬頃	受託予定者の決定（予定）